

掛川市条例第19号

掛川市立保育所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月27日

掛川市長

(別紙)

掛川市立保育所条例の一部を改正する条例

掛川市立保育所条例（平成17年掛川市条例第109号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前			改 正 後		
(名称、位置及び定員) 第2条 保育所の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。			(名称、位置及び定員) 第2条 保育所の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。		
名 称	所 在 地	定員	名 称	所 在 地	定員
掛川市立乳幼児センターすこやか保育園部	(略)	<u>120人</u>	掛川市立乳幼児センターすこやか保育園部	(略)	<u>160人</u>

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。